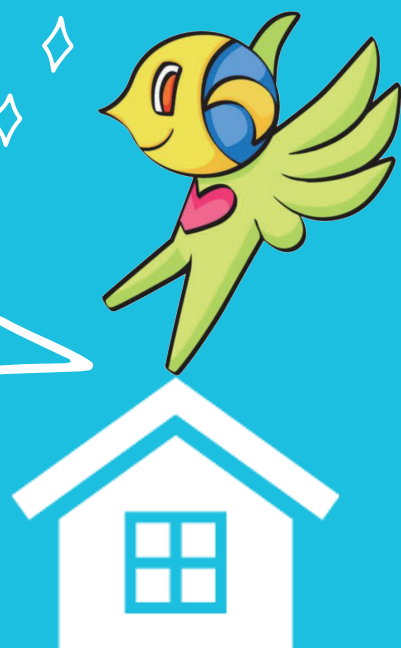


摂津市 居住支援 協議会



ひとりで悩まずに、まずは、ご相談ください。
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、
子どもを養育する方などの入居を支援します。

当協議会について

住まいの支援

サービス案内

ご入居までの流れ

住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する
賃貸住宅の供給の促進に関する法律）に基づき、

賃貸住宅を確保することにお困りの方に対し、入居のための住宅情報の提供、
相談あるいは入居後の生活支援や見守りなどを通して、だれもが安心して、
住まいに困ることなく、自立した生活を送れるようサポートすることを目指します。





摂津市居住支援協議会について

「摂津市居住支援協議会」は、住宅確保が困難な方（※住宅確保要配慮者）への空き家提供などの住まい探しのご相談から、入居後の生活支援や見守りなどをご提案します。



※住宅確保要配慮者とは低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者などで住宅の確保に特に配慮を要する方々のことです。



みんなが困っていること

住まいが見つからない。



退院が決まったが
住むところがない。



バリアフリーの
住まいを見つけたい。



希望にあった安い
ところが見つからない。



どこに住まいの相談を
していいかわからない。



病院の近くに
引越したい。



摂津市居住支援協議会

家主の方にとって

家主の方には、安心して住まいを貸すことができるよう、国・大阪府・摂津市の制度の情報提供や入居に至るまでの支援、入居後の見守りなど支援を行います。



住宅確保要配慮者の方にとって

入居希望者の方には、その方に応じた住まい探しのご相談から入居後の見守りなどの居住支援サービスに関する助言や情報提供を行います。



摂津市居住支援協議会の事業内容



住宅確保要配慮者への相談窓口

住宅確保が困難な方（住宅確保要配慮者）の
民間賃貸住宅への入居支援：相談窓口の設置及びマッチングの実施

相談窓口は、住宅確保要配慮者の方（低額所得者、被災者、
高齢者、障害者、子どもを養育する者など）の民間賃貸住宅への
円滑な入居に向けて入居希望者と家主の方それぞれをサポートします。
相談窓口では、相談員が面談により物件に関するご希望などを伺います。
面談にはケアマネジャー等の支援者の方がいらっしゃる場合は、
なるべくご一緒にお越しください。



住宅セーフティネット制度の普及

新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及や住宅の登録促進に係る取組み

「住宅セーフティネット制度」とは低額所得者、被災者、高齢者、
障害者、子どもを養育する者など、住宅確保要配慮者の入居を拒まない
賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された国の制度です。
この制度は以下3つの柱から成り立っています。

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（セーフティネット住宅）
- ② セーフティネット住宅の改修や入居者への経済的な支援
- ③ 住宅確保要配慮者に対する居住支援

登録住宅（セーフティネット住宅）への経済的支援の情報提供や、
登録に関する手続きの相談窓口も紹介しています。
またセーフティネット住宅等の情報も紹介しています。





居住支援サービス



住まいが見つからない不安に対して

住まい探し相談

相談員が面談を行い、希望する物件を確認し、協力不動産店と連携して入居可能な物件情報を提供します。

孤独死などの事故に対する不安に対して

見守り（安否確認）

訪問や電話連絡を行うことにより、居住者の日頃の生活に変わりがないかどうかについて見守りを行うサービスを提供します。

自立した生活が営めるかの不安に対して

支援体制の確立

ケアマネジャー・ソーシャルワーカー・支援者との連絡体制を構築します。



上記の当協議会で行うサービス以外にも以下のような居住支援サービス（有料）の提供を受けることができます。主な居住支援サービスは次のとおりです。（当協議会は、掲載された各種居住支援サービスの利用に関して生じた損害の全てに対し、何ら責任を負うものではありません。）

- 家賃債務保証サービス
- 見守り（安否確認）サービス
- 家財処理・遺品整理（死後事務委任）サービス
- 金銭・財産管理（後見制度）サービス



住まい探し協力店について

住まい探し協力店とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者など）が市内の民間賃貸住宅へ円滑な入居ができるように、住まい探しの協力をしていただける店舗のことです。摂津市居住支援協議会と連携して、住宅確保要配慮者の入居支援を目的としています。

協力店に登録を希望する事業者は、店舗ごとに登録申請書を摂津市居住支援協議会に提出をし、協力店として登録された店舗には、協力店であることが判別できるステッカーを協議会から交付しております。



店舗の見やすい場所に提示するステッカー



住まいの不安をなくすことによって、 こんな「まち」をめざしています。



みんなが「つながる」って
大事だね！



入居者へのサポートがあれば、
お互い安心だね！

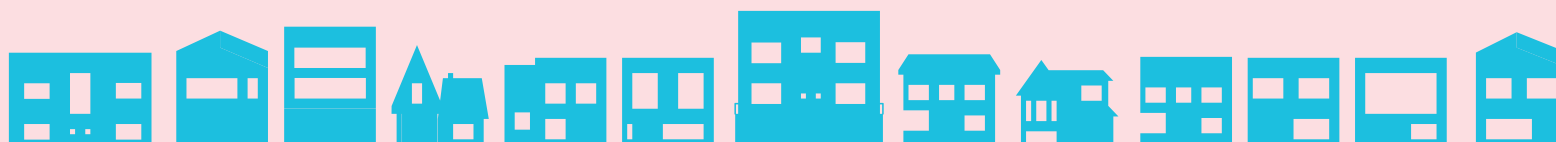
年を取っても
いきいきと自分らしく！

みんなで「住みよいまち」に
しよう！

住まいの困ったは
「摂津市居住支援協議会」
に相談しよう！



住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる摂津市！





ご相談からご入居までの流れ



1. 窓口での相談(面談)

民間賃貸住宅をお探しの方でご希望の物件が見つからない方は、まずお電話でお問い合わせののち、相談窓口にお越しください。相談窓口では、専門の相談員が面談により物件に関する希望などをお伺いします。お伺いする主な内容は、以下のとおりです。

●お困りの内容 ●ご本人・ご家族の状況 ●家賃、地域、間取りなどの物件のご希望

2. 居住支援サービスの紹介

お困りの内容をふまえ、家賃債務保証や見守りなど入居希望者に応じた居住支援サービスを紹介し、入居に向けた助言を行います。

3. 物件情報の提供

相談員が、市内の不動産協力店と連携して入居可能な賃貸物件の情報（必要な居住支援サービスを含む）を入居希望者に提供します。

4. 物件の内覧・契約の説明

提供された物件情報のうちご希望の物件がございましたら、市内の不動産協力店に出向いていただき、物件の内覧や賃貸借契約に関する説明を受けていただけます。ご希望により不動産協力店には相談員が同行いたします。

5. 賃貸借契約締結・サービス利用決定

必要な書類等が整いましたら、賃貸借契約を締結し、入居に必要な居住支援サービスの利用が決定となります。ご希望により賃貸借契約などの際は相談員が同行や立ち合いを行います。

6. 入居

お引越しに関するご相談は
市内の不動産協力店でも承ります。

7. 入居後

ご入居後の安否確認や
ケアマネジャーなどとの連携支援を行います。



名称 摂津市居住支援協議会

設立 令和4年3月1日

設立趣旨 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの考え方にに基づき、地域ネットワークや民間活力と連携を図り、地域資源である空き家の活用策を検討し、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者などの「住宅確保要配慮者」が安心して住まうことのできる住環境づくりを目的とする。

規約 摂津市居住支援協議会(居住支援ネットワーク会議)規約

事務局 社会福祉法人桃林会とりかい白鷺園
〒566-0064 大阪府摂津市鳥飼中1丁目19番8号

構成員 不動産事業者団体
・和田産業株式会社
・相互不動産株式会社

福祉関係団体
・社会福祉法人 摂津市社会福祉協議会
・摂津市地域包括支援センター

居住支援団体
・社会福祉法人桃林会 とりかい白鷺園

摂津市関係課
・生活支援課
・保健福祉課
・障害福祉課
・高齢介護課
・建築課
・資産活用課

(令和4年10月1日 現在)

相談窓口の連絡先

摂津市居住支援協議会 事務局

〒566-0064 大阪府摂津市鳥飼中1丁目19番8号

高齢者総合福祉施設 とりかい白鷺園内

TEL: 072-654-5094 FAX: 072-654-3494

受付時間 午前9時～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)

メール: info@settsu-kyokyou.com



<https://settsu-kyokyou.com/>